

函館市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市社会福祉施設産休等代替職員設置事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、社会福祉施設の長が行う産休等代替職員設置事業について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、社会福祉法人等とする。

(補助対象経費および補助金の額)

第3条 補助対象経費および補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 経費の配分調書（別記第2号様式）
- (2) 事業予算書（別記第3号様式）
- (3) 事業計画書（別記第4号様式）

2 補助金交付申請書は、実施要綱第5条による任用承認申請書と同時に提出するものとする。

(補助金の交付の決定通知等)

第5条 規則第10条の規定による通知は、別記第5号様式により行うものとする。

2 前項の補助金交付決定通知書には、規則第9条第1項各号に掲げる条件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付するものとする。

(交付決定の内容等の変更)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容等に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書類を速やかに提出するものとし、(2)に規定する変更については、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付申請の取下げ（別記第6号様式）
- (2) 補助金交付決定通知書の記載事項の変更（別記第7号様式）

2 前項第1号に規定する取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の変更承認の通知)

第7条 市長は、前条第1項第2号の規定による変更についての申請があったとき

は、当該申請に係る書類の審査等により、当該申請の内容を調査し、変更の承認を認めるときは、補助事業変更承認通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、当該申請の内容の調査により変更の承認が適当でないと認めるときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（別記第9号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 事業精算書（別記第10号様式）

(2) 事業実績書（別記第11号様式）

(3) その他必要と認める書類

（補助金の額の確定の通知）

第9条 規則第18条第2項の規定による通知は、別記第12号様式により行うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別表

補助対象事業	実施要綱に基づく事業
補助対象経費	産休等代替職員の任用に必要な賃金
補助基準額	日額 5,910円 ただし、1日の実勤務時間数が8時間未満の場合は、次の算式により得た額を補助基準額の日額とする。 $5,910円 \times 実勤務時間数 \div 8$ (円未満切り捨て)
補助額	補助基準額の日額と補助対象経費の実支出日額とを比較していずれか少ない方の額に実勤務日数(任用の承認をした職員が任用承認期間内で実際に施設に勤務した日数(有給休暇含む))を乗じて得た額